

浦河町水道事業給水条例（平成10年条例第6号）新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浦河町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて<u>布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める</u>ことを目的とする。</p> <p><u>第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準</u></p> <p><u>(布設工事監督者を配置する工事)</u></p> <p><u>第42条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。</u></p> <p><u>(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</u></p> <p><u>(2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</u></p> <p><u>(布設工事監督者の資格)</u></p> <p><u>第43条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浦河町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定める_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>__ことを目的とする。</p> |

修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に

規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 第3号又は第4号に規定する課程を修めて卒業した者で、土木（道路、河川、下水道及び都市計画に限る。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者については、その経験年数のうち2年を水道の技術上の実務に従事した経験年数に加算することができるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第44条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の  
実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第  
4号に規定する学校において、工学、  
理学、農学、医学及び薬学に関する  
学科目並びにこれらに相当する学科  
目以外の学科目を修めて卒業した  
後、同項第1号に規定する学校の卒  
業者については5年以上、同項第3  
号に規定する学校の卒業者につい  
ては7年以上、同項第4号に規定す  
る学校の卒業者については9年以上水  
道に関する技術上の実務に従事した  
経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規  
定する学科目又は前号に規定する学  
科目に相当する学科目を、それぞれ  
当該各号に規定する学校において修  
得する程度と同等以上に修得した  
後、それぞれ当該各号の卒業者ごと  
に規定する最低経験年数以上水道に  
関する技術上の実務に従事した経験  
を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が  
行う水道の管理に関する講習の課程  
を修了した者

#### 第8章 補則

(委任)

第45条 略

#### 第7章 補則

(委任)

第42条 略

浦河町簡易水道事業給水条例（昭和44年条例第30号）新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浦河町簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、浦河町水道事業給水条例（平成10年条例第6号、以下「水道事業給水条例」という。）を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。</p> <p><u>2 水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督員が有すべき資格は、水道事業給水条例第43条を準用する。この場合において、これらの規定中、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数はそれぞれの経験年数の2分の1の年数に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、水道事業給水条例第44条を準用する。この場合において、これらの規定中、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、及び水道に関する技術上の実務に従事した経験年数はそれぞれの経験年数の2分の1の年数に読み替えるものとする。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浦河町簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定める_____</p> <p>_____</p> <p>_____ことを目的とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、浦河町水道事業給水条例（平成10年条例第6号_____）を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。</p> |

浦河町飲料水給水条例（平成8年条例第13号）新旧対照表

| 改正案  | 現行                       |
|--|--------------------------|
| <p>(準用)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 水道法（昭和32年法律第177号）第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、浦河町簡易水道事業給水条例（昭和44年条例第30号）第5条第3項を準用する。</u></p> | <p>(準用)</p> <p>第4条 略</p> |